

第2章 被災地における警察の活動

3 交通対策

緊急交通路の確保

警察では、地震発生の翌日（平成 23 年 3 月 12 日）には、**人命救助や緊急物資輸送に必要な車両等の通行を確保**するため、災害対策基本法に基づき、東北自動車道、常磐自動車道、磐越自動車道の一部区間等を**緊急交通路***に指定しました。

その一方、3月16日から22日にかけて、高速道路の補修状況等に応じて、交通規制の実施区間を順次縮小し、残る規制区間においても大型車を規制の対象から除外するなど、交通規制による市民生活への影響を最小限にとどめるよう努めました。

その後、3月24日には、主要高速道路の交通規制を全面解除しました。



緊急交通路の指定（地図使用承認©53G019号）



東北自動車道矢板ICでの流入規制



常磐自動車道水戸IC～那珂IC間での路面の陥没と波打ち

* 災害対策基本法第76条の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるときに、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止・制限するために都道府県公安委員会が指定する道路の区間。

緊急通行車両確認標章の交付

緊急交通路の指定に伴い、警察では、緊急交通路の通行に必要な**緊急通行車両確認標章**（災害対策基本法施行令第33条第2項に規定する標章）の適切な交付を図りました。指定当初は公的機関の災害応急対策、政府の緊急物資輸送への協力、食料、医薬品、燃料等の輸送を行う車両への交付を最優先としましたが、道路の補修状況や被災地の状況を踏まえ、**交付対象を柔軟に拡大**しました。また、手続の簡素化による迅速な交付にも努め、特にタンクローリーに対しては、警察署に加えて、高速道路のインターチェンジでも交付を行いました。

交通規制が全面解除された3月24日までに、**合計163,208枚の標章を交付**しました。



緊急通行車両確認標章

- 3/12 医薬品、医療機器等の輸送車両
- 3/13 食料品、生活用品、燃料等の輸送車両
医師・歯科医師の使用車両
建設機械等の輸送車両
- 3/14 高速バス
- 3/15 家畜の飼料の輸送車両
- 3/16 タンクローリーに IC でも交付
- 3/22 大型車等は標章なしで通行可
- 3/24 交付終了

交付対象の拡大等の経緯(概要)

被災地における交通規制

被災地では、信号機が倒壊したり道路が冠水して通行できなくなるなど、交通基盤に大きな障害が生じました。警察は、地震発生直後から延べ**8万人以上**の広域緊急援助隊（交通部隊）等を派遣し、**緊急交通路を確保するための交通規制担保措置**や**信号滅灯交差点等における交通整理**を実施しました。



通行不能となった橋への交通規制（宮城県名取市）



交通整理にあたる警察官（岩手県大船渡市）

第2章 被災地における警察の活動

運転免許手続に関する対応

■ 運転免許証の有効期間の延長

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震による災害が、特定非常災害特別措置法の特定非常災害として指定されたことに伴い、同法に基づき、地震発生日以降に運転免許証の有効期間が満了する被災者については、**23 年 8 月 31 日まで有効期間を延長**するなどの措置を講じました。

■ 運転免許証の再交付の推進

運転免許証が自動車等の運転の際に必要であること、身分証明書として有用であることを踏まえ、震災後の業務の復旧を進めた結果、**4 月 3 日までに運転免許センター等が被災した全ての県において再交付業務を再開**しました。

また、再交付申請の際に必要な写真を警察で撮影するほか、住所地を離れて避難生活を送っている被災者に対しては、住民票の写し等に代えて避難施設の責任者等が作成する居住証明書による再交付申請を受け付けるなど、**被災者の負担軽減**に努めました。このほか、岩手県及び宮城県においては、被害の大きかった沿岸部の被災者の利便を図るため、小中学校等に**再交付申請の臨時窓口を設置**しました。



臨時窓口の設置（岩手県釜石市）



申請者への説明（岩手県釜石市）



免許用写真の撮影（左向）

自動車保管場所証明手続に関する対応

東日本大震災により自宅や自動車を失った被災者からの自動車保管場所証明申請について、申請書類を簡素化し、保管場所の現地調査を省略するなど、可能な限り簡便な手続で、速やかに自動車保管場所証明書を交付することとしました。

計画停電による信号機の減灯への対応

地震や津波によって、原子力発電所や火力発電所が大きな被害を受け、電力需要に対応した十分な電力供給を常時行うことが困難となったことから、東京電力株式会社の管内において、3月14日から計画停電が実施されました。

計画停電の実施時には、多数の信号機が減灯したため、警察では、可搬式発動発電機を購入・借用するなどして対応したほか、信号機が減灯した主要な交差点に警察官を配置して**手信号等による交通整理**を行いました。特に、信号機の減灯が約20,200か所に及んだ3月17日には、約3,100か所で約7,300人の警察官が交通整理に従事しました。

また、信号が減灯している場合の道路における通行について、**計画停電時の自動車等での外出の自粛、信号機減灯交差点での警察官の指示の確認、警察官がいない場合の一時停止等の励行等、留意すべき事項**を記載した広報資料を作成し、ホームページ等で呼び掛けました。



減灯した信号機



信号機が減灯した交差点における交通整理
(茨城県水戸市)



信号機が減灯した交差点において交通整理をする
警察官 (神奈川県逗子市)